

# 地震に強い住宅を応援します！

## (木造住宅耐震診断・耐震化補助金)

### 耐震診断希望者の募集

#### ■ 診断費用

診断費用は**無料**です。ただし、業者への次の費用がかかります。

- ・ 交通費 1,000円程度
- ・ 建物図面作成費 5,000円程度（建築確認通知書をお持ちの場合は不要）

#### ■ 対象となる住宅

廿日市市にあり、次の要件のすべてに該当する住宅です。

- ・ 木造の一戸建ての住宅、長屋または併用住宅（住宅部分が延べ面積の2分の1以上）
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築されたもの  
(ただし、昭和56年6月1日以降に増築された場合は対象とならないことがあります。)
- ・ 在来軸組構法または伝統的構造で建築されたもの
- ・ 地階を除く階数が2以下のもの



### 耐震化補助金

詳しくは、下記問い合わせへ

工事内容	耐震改修工事	現地建替え	非現地建替え	除却
補助内容	工事費の80% (上限100万円) ※居住誘導区域でない場合は上限50万円	工事費の80% (上限100万円) ※居住誘導区域に限る	工事費の23% (上限83万8千円)	工事費の23% (上限30万円)
補助対象となる費用	・ 耐震改修工事費	・ 除却工事費 ・ 新築建築工事費	・ 除却工事費	・ 除却工事費
補助対象要件	共通要件			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和56年5月31日以前に工事着手されたもの</li> <li>・ 在来軸組構法又は伝統的構法で建築されたもの</li> <li>・ 階数が2階以下のもの</li> <li>・ 建築基準法の規定に適合して建築されたもの</li> <li>・ 賃貸用に供していないもの</li> <li>・ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満で、倒壊の危険性があると判断されたもの</li> <li>・ 補助対象事業完了後、市内に居住するもの</li> </ul>			
	個別要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請時において、所有者等が5年以上継続して、居住している</li> <li>・ 道路に面するブロック塀の内、倒壊の危険性が認められるものがある場合は、補助対象事業完了までに改善されるもの</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請時において、所有者等が5年以上継続して、居住している</li> <li>・ 道路に面するブロック塀の内、倒壊の危険性が認められるものがある場合は、補助対象事業完了までに改善されるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住誘導区域内に、補助対象者が居住するための一戸建て住宅を建替えること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震性を有する住宅に居住すること</li> </ul>

#### ■ お問合せ先

建築指導課  
廿日市市下平良一丁目11番1号  
TEL: 0829-30-9191

